

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (農林水産経営支援課) 一
- 昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号(奨励品種の指定)の一部改正 (農産園芸環境課) 二
- 保安林の指定の解除(二件) (森林整備課) 三
- 保安林の指定の解除の予定 (同) 四
- 道路の区域変更(二件) (道路課) 四
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 四
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 五
- 平成二十年度砂利採取業務主任者試験の実施 (産業立地推進課) 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 六
- 定期監査の結果の公表(二件) 八
- 公安委員会 公安委員会 一六
- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 正 誤 一七
- 宮城県公報第一九五八号中 一七
- 宮城県公報第一九五九号中 一七
- 宮城県公報第一九六一号別冊中 一七

告 示

○宮城県告示第九百五十三号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第十八加入区	平成十九年宮城県告示第九百三十三号(漁業災害補償法に基づく漁業協定の加入区の設定)の加入区	平成二十年九月二十五日	東松島市宮戸字宮田十三尾形幹夫 東松島市宮戸字村五十五山内良裕	漁業災害補償法(昭和十九年政令第二百九十八号)第四十八条の四に規定する養殖業	二十四人
宮城県第二加入区	平成十九年宮城県告示第九百三十三号(漁業災害補償法に基づく漁業協定の加入区の設定)の加入区	平成二十年九月二十五日	塩釜市浦戸寒風沢字湊百塩釜市浦戸寒風沢字湊百 鈴木直光 塩釜市浦戸寒風沢字湊百 外川晴信	漁業災害補償法(昭和十九年政令第二百九十八号)第四十八条の四に規定する養殖業	六人
宮城県第一加入区	平成十九年宮城県告示第九百三十三号(漁業災害補償法に基づく漁業協定の加入区の設定)の加入区	平成二十年九月二十五日	塩釜市浦戸桂島字庵寺四 塩釜市浦戸野々島字河岸 有限会社千葉水産 塩釜市浦戸野々島字河岸 鈴木虎男	漁業災害補償法(昭和十九年政令第二百九十八号)第四十八条の四に規定する養殖業	十四人

入二宮 区十七城 加第	入二宮 区十六城 加第	入二宮 区十五城 加第	入二宮 区十四城 加第	入二宮 区十三城 加第
業百城平 災十県成 害八告十 補号示九 償三第年 法漁三宮	のの浜同宮 の支組城告 区所合県示 域ちの漁に 吉の漁に 田七の漁に 浜七の漁に 区七の漁に 協七の漁に た七の漁に	のの浜同宮 の支組城告 区所合県示 域ちの漁に 吉の漁に 田七の漁に 浜七の漁に 区七の漁に 協七の漁に た七の漁に	のの浜同宮 の支組城告 区所合県示 域ちの漁に 吉の漁に 田七の漁に 浜七の漁に 区七の漁に 協七の漁に た七の漁に	のの浜同宮 の支組城告 区所合県示 域ちの漁に 吉の漁に 田七の漁に 浜七の漁に 区七の漁に 協七の漁に た七の漁に
日九平 月成 二十 五年	日九平 月成 二十 五年	日九平 月成 二十 五年	日九平 月成 二十 五年	日九平 月成 二十 五年
宮三上宮 城浦清水 郡水沢郡 七芳七ヶ ヶ次二ヶ 浜町九・二 花二 刈二 浜字	水上宮伊宮 間城藤ヶ 山郡明七 徳八七ヶ 一三夫八 三浜町七 花三刈七 浜字	有字宮高字 限向城橋西 会田郡二正 社四ヶ藤一 力八ヶ藤一 カ八ヶ藤一 ネ八ヶ藤一 セ八ヶ藤一	瀬鶴宮星 戸ヶ城ヶ 節四郡長 男八七ヶ 一八七ヶ 一八七ヶ 一八七ヶ	佐要宮佐要 藤害城藤害 五郡五郡 七郡七郡 功二哲二 二二二二 浜二東二 町二宮二 東二宮二 宮二宮二 浜二浜二 字二字二
令和法漁 第三施行業 百二十九災 九年令害 十政昭償	業す条三令 るの号第三 の四)第二十 りに第九令 養規十九令 殖定八十政 昭償	業す条三令 るの号第三 の四)第二十 りに第九令 養規十九令 殖定八十政 昭償	業す条三令 るの号第三 の四)第二十 りに第九令 養規十九令 殖定八十政 昭償	業す条三令 るの号第三 の四)第二十 りに第九令 養規十九令 殖定八十政 昭償
十七人	八人	十四人	九人	六人

○宮城県告示第九百五十四号

昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号(奨励品種の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十年十月三日

第二号の表中

宮城県知事 村 井 嘉 浩

入二宮 区十城 加第	入二宮 区九城 加第	入二宮 区八城 加第	入二宮 区七城 加第
支同宮宮 所組城告 の合県示 の漁に 地仙業に 区業に 台協た	湊の浜同宮 の支組城告 の所合県示 の漁に 松のの漁に 浜七の漁に 区七の漁に 協七の漁に た七の漁に	のの浜同宮 の支組城告 の所合県示 の漁に 吉の漁に 田七の漁に 浜七の漁に 区七の漁に 協七の漁に た七の漁に	のの浜同宮 の支組城告 の所合県示 の漁に 吉の漁に 田七の漁に 浜七の漁に 区七の漁に 協七の漁に た七の漁に
日九平 月成 二十 五年	日九平 月成 二十 五年	日九平 月成 二十 五年	日九平 月成 二十 五年
渡三仙秋仙 辺台葉田 三十三市四 次若吉一 男三林夫 三三三三 区区 藤塚字 屋敷	鈴浜宮鈴神宮 木屋城木明 敷郡七ヶ誠 正百二七 道十二三 二二二二 二二二二 二二二二	渡長宮渡宮宮 辺須城招 賀都源又 勝三十七 行十七十 七十三 七十三 七十三	鈴天 木神 堂四 享十一 一
業す条三令 るの号第三 の四)第二十 りに第九令 養規十九令 殖定八十政 昭償	業す条三令 るの号第三 の四)第二十 りに第九令 養規十九令 殖定八十政 昭償	業す条三令 るの号第三 の四)第二十 りに第九令 養規十九令 殖定八十政 昭償	業す条三令 るの号第三 の四)第二十 りに第九令 養規十九令 殖定八十政 昭償
五人	十三人	十三人	十三人

同	同	小麦
ゆきちから	ギナンブコム	ギシラネコム
さび系二二三号	東北一四二号	東海八〇号
平一五	平一四	平元
五・七	五・七	五・八
六・二四	六・二四	六・二四
穂数型	穂重型	中間型
極短少・	少・短	・やや少
やや開	閉	閉
強	中	強
強	強	強
-	-	中
強	-	やや強
上中の	下の	上の
質硝子	質中間	質粉状
山間丘陵地帯を除く県下一円	山間丘陵地帯を除く県下一円	山間丘陵地帯を除く県下一円
中生の早、長稈だが耐倒伏性強、蛋白質含量高い	中生の早、長稈で耐倒伏性中、蛋白質含量高い	中生の早、強稈で草型良好、加工適性高く、食味

を

同	同	同	小麦
ゆきちから	ギナンブコム	ギシラネコム	あおはの恋
さび系二二三号	東北一四二号	東海八〇号	関東一〇五号とVery'sのF1と西海一七一号
平一五	平一四	平元	平二〇
五・九	五・九	五・八	四・三〇
六・二九	六・二九	六・二九	六・二五
穂数型	穂重型	中間型	穂数型
極短少・	少・短	・やや少	長・やや多
やや開	閉	閉	中
強	中	強	中
強	強	強	-
強	やや弱	中	中
強	やや弱	やや強	やや弱
上中の	上中の	中中の	上中の
質硝子	質中間	質中間	質硝子
山間丘陵地帯を除く県下一円	山間丘陵地帯を除く県下一円	山間丘陵地帯を除く県下一円	山間丘陵地帯を除く県下一円
中生の早、長稈だが耐倒伏性強、蛋白質含量高い	中生の早、長稈で耐倒伏性中、蛋白質含量高い	中生の早、強稈で草型良好、加工適性高く、食味	早生、萎縮病抵抗性強、穂発芽かなり難、製粉適性優れる

に改める。

○宮城県告示第九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東松島市大塚字大東三六の二、三六の五
 - 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 宮城県告示第九百五十六号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
仙台市若林区井土字須賀三の一・三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 三 解除の理由
河川管理施設用地とするため
 - 四 解除に係る保安林の所在場所
仙台市若林区藤塚字土手外一八から二四まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 五 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 六 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 七 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 八 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 九 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 十 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 十一 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 十二 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 十三 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 十四 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 十五 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 十六 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 十七 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 十八 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 十九 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二十 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二十一 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二十二 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二十三 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二十四 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二十五 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二十六 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二十七 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二十八 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二十九 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 三十 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 三十一 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 三十二 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 三十三 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 三十四 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 三十五 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 三十六 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 三十七 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 三十八 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 三十九 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 四十 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 四十一 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 四十二 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 四十三 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 四十四 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 四十五 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 四十六 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 四十七 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 四十八 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 四十九 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 五十 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 五十一 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 五十二 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 五十三 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 五十四 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 五十五 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 五十六 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 五十七 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 五十八 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 五十九 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 六十 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 六十一 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 六十二 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 六十三 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 六十四 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 六十五 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 六十六 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 六十七 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 六十八 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 六十九 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 七十 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 七十一 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 七十二 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 七十三 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 七十四 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 七十五 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 七十六 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 七十七 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 七十八 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 七十九 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 八十 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 八十一 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 八十二 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 八十三 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 八十四 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 八十五 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 八十六 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 八十七 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 八十八 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 八十九 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 九十 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 九十一 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 九十二 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 九十三 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 九十四 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 九十五 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 九十六 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 九十七 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 九十八 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 九十九 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 百 字東谷地一〇の二（次の図に示す部分に限る。）
- 潮害の防備

(三) 解除の理由
河川管理施設用地とするため

(一) 解除に係る保安林の所在場所
仙台市若林区井土字須賀三の1・三の2(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。
保安林として指定された目的
公衆の保健

(二) 解除の理由
河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第九百五十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成二十年十月三日

一 解除予定保安林の所在場所
宮城県知事 村 井 嘉 浩
牡鹿郡女川町出島字寺間八四の三、八四の六

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○宮城県告示第九百五十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
その関係図面は、平成二十年十月三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年十月三日

一 道路の種類 一般国道
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 四百五十七号

三 道路の区域

変更の区間
黒川郡大衡村大衡字石名坂前六番一地先から
同郡同村大衡字西ノ谷二番一地先まで

変更の前後
敷地の幅員(メートル)
前 一〇・四
後 一六・五
敷地の延長(メートル)
前 二〇・二
後 二〇・二・五

○宮城県告示第九百五十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
その関係図面は、平成二十年十月三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年十月三日

一 道路の種類 県道
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 大塩小野停車場線

三 道路の区域

変更の区間
東松島市矢本字六尻二番一地先から
同市矢本字六尻六番一地先まで

変更の前後
敷地の幅員(メートル)
前 九・七
後 一〇・八
敷地の延長(メートル)
前 三三・〇
後 三三・〇

○宮城県告示第九百六十号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
平成二十年十月三日

宮城県北部地方振興事務所
所長 大 平 輝 雄

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名

二 退任した者

平成二十年九月二日	千 葉 榮	大崎市鹿島台広長字内ノ浦八百十五番地四	理事
平成二十年九月二日	門 間 正 一	大崎市鹿島台大迫字下志田七百六十一番地一	理事
平成二十年九月二日	相 澤 勲 男	黒川郡大郷町大松沢字神明沢六番地	理事
平成二十年九月二日	阿 部 清	宮城郡松島町竹谷字片平三十番地	理事
平成二十年九月二日	熊 谷 為 平	黒川郡大郷町石原字下り松十三番地一	理事
平成二十年九月三日	若 生 衛	黒川郡大郷町大松沢字鶴田山六十番地	理事
平成二十年九月三日	千 坂 昇	黒川郡大郷町中村字西要害十六番地一	理事
平成二十年九月三日	角 田 正 人	大崎市鹿島台大迫字十八騎十五番地	理事
平成二十年九月三日	佐 々 慎 一	宮城郡松島町竹谷字弥勒堂六十九番地一	理事
平成二十年九月三日	千 葉 利 和	黒川郡大郷町山崎字日月堂十四番地	理事
平成二十年九月三日	山 口 文 博	大崎市鹿島台大迫字下志田七百番地二	理事
平成二十年九月三日	佐 々 木 定 義	黒川郡大郷町粕川字新十二番地	理事
平成二十年九月三日	吉 田 千 代 志	大崎市鹿島台広長字中道西三十八番地	理事
平成二十年九月三日	斎 藤 照 雄	大崎市鹿島台木間塚字大谷地百八十三番地二	理事
平成二十年九月三日	赤 間 長 男	宮城郡松島町幡谷字新田十二番地	理事
平成二十年九月三日	佐 藤 貫 一	黒川郡大郷町粕川字土手崎二番地一	理事
平成二十年九月三日	蜂 屋 文 雄	黒川郡大郷町羽生字長根二十三番地	理事
平成二十年九月三日	千 葉 榮	大崎市鹿島台広長字内ノ浦八百十五番地四	理事

一 就任した者

平成二十年九月七日	千 葉 久 馬	東松島市牛網字平岡三十九番地一	理事
平成二十年九月七日	佐 々 木 勝 美	東松島市牛網字新下村松十六番地	理事
平成二十年九月七日	八 木 登 喜 雄	東松島市小野字町六十六番地	理事
平成二十年九月七日	成 澤 正 己	東松島市浅井字高田六十六番地一	理事
平成二十年九月七日	土 井 敏 暉	東松島市上下堤字入沢五十九番地	理事
平成二十年九月七日	横 山 徹	東松島市川下字茗荷沢百六番地	理事

宮城県東部地方振興事務所 所長 和 泉 長 衛

○宮城県告示第九百六十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴瀬土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
 平成二十年十月三日

平成二十年九月二日	千 坂 昇	黒川郡大郷町中村字西要害十六番地一	理事
平成二十年九月二日	角 田 正 人	大崎市鹿島台大迫字十八騎十五番地	理事
平成二十年九月二日	千 葉 利 和	黒川郡大郷町山崎字日月堂十四番地	理事
平成二十年九月二日	吉 田 千 代 志	大崎市鹿島台広長字中道西三十八番地	理事
平成二十年九月二日	斎 藤 照 雄	大崎市鹿島台木間塚字大谷地百八十三番地二	理事
平成二十年九月二日	赤 間 長 男	宮城郡松島町幡谷字新田十二番地	理事
平成二十年九月二日	佐 藤 貫 一	黒川郡大郷町粕川字土手崎二番地一	理事
平成二十年九月二日	蜂 屋 文 雄	黒川郡大郷町羽生字長根二十三番地	理事

二 退任した者

平成二十年九月六日	門馬吉男	東松島市宮戸字太平山一番地四	監事
平成二十年九月六日	阿部勝夫	東松島市牛網字南大浮足二十八番地	監事
平成二十年九月六日	浅野喜代志	東松島市上下堤字平崎前六十五番地	監事
平成二十年九月六日	木村光明	東松島市浜市字新田四十五番地一	理事
平成二十年九月六日	石森忠蔵	東松島市牛網字東中浮足七十番地	理事
平成二十年九月六日	手代木剛志	東松島市牛網字平岡四番地	理事
平成二十年九月六日	川畑長松	東松島市新東名三丁目六番地一	理事
平成二十年九月六日	奥田博	東松島市宮戸字室浜十二番地	理事
平成二十年九月六日	相澤幸悦	東松島市根古字後田二十七番地	理事
平成二十年九月六日	八木登喜雄	東松島市小野字町六十六番地	理事
平成二十年九月六日	成澤正己	東松島市浅井字高田六十六番地一	理事
平成二十年九月六日	土井敏暉	東松島市上下堤字入沢五十九番地	理事
平成二十年九月六日	横山徹	東松島市川下字茗荷沢百六番地	理事
退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十年九月七日	阿部勝夫	東松島市牛網字南大浮足二十八番地	監事
平成二十年九月七日	川畑和敏	東松島市大塚字東名七十番地	監事
平成二十年九月七日	浅野喜代志	東松島市上下堤字平崎前六十五番地	監事
平成二十年九月七日	相澤幸悦	東松島市根古字後田二十七番地	理事
平成二十年九月七日	阿倍民夫	東松島市浜市字中谷地一番地五十一	理事

公 告

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき平成二十年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十年十一月十四日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区上杉一丁目二・三

宮城県自治会館二階二〇九会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十年十月七日（火）から同月二十四日（金）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は七千六百円とし、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課及び各地方振興事務所配布する。

4 受験願書の提出先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県経済商工観光部産業立地推進課（電話〇二二・二二一・二七三二）

5 受験願書の添付書類

写真（手札形（縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル）とし、受験願書の提出前

六か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は特定役務の名称 凍結防止剤（単価契約）

1	粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下（大河原土木事務所分）	10	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号
2	粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下（仙台土木事務所分）	11	株式会社角屋 気仙沼市魚町二丁目一番九号
3	粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下（北部土木事務所分）	12	株式会社角屋 気仙沼市魚町二丁目一番九号
4	粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下（北部土木事務所所栗原地域事務所分）	13	株式会社ハイウェイエイトほく 仙台市泉区永和台三十五番一号
5	粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下（東部土木事務所分）	14	株式会社ハイウェイエイトほく 仙台市泉区永和台三十五番一号
6	粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下（気仙沼土木事務所分）	15	株式会社ハイウェイエイトほく 仙台市泉区永和台三十五番一号
7	粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下（仙台土木事務所分）	16	株式会社ハイウェイエイトほく 仙台市泉区永和台三十五番一号
8	粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下（北部土木事務所所栗原地域事務所分）	17	株式会社ハイウェイエイトほく 仙台市泉区永和台三十五番一号
9	粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下（東部土木事務所分）	18	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号
10	粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下（東部土木事務所所登米地域事務所分）		
11	粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下（気仙沼土木事務所分）		
12	粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、四トン車以下（気仙沼土木事務所分）		
13	液状塩化ナトリウム、八トン車以下（大河原土木事務所分）		
14	液状塩化ナトリウム、八トン車以下（仙台土木事務所分）		
15	液状塩化ナトリウム、八トン車以下（北部土木事務所分）		
16	液状塩化ナトリウム、八トン車以下（北部土木事務所所栗原地域事務所分）		
17	液状塩化カルシウム、八トン車以下（仙台土木事務所分）		
18	液状塩化カルシウム、四トン車以下（東部土木事務所分）		
二	契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号		
三	落札者を決定した日 平成二十年九月十七日		
四	落札者の氏名又は名称及び所在地		
1	丸山株式会社 刈田郡蔵王町大字円田字杉ヤラ十二番五号		
2	木田株式会社仙台支店 仙台市若林区卸町三丁目三番一号		
3	第一物産株式会社仙台支店 仙台市若林区鶴代町二番六十番一号		
4	三永商事株式会社仙台営業所 仙台市太白区富沢四丁目八番四十八号		
5	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
6	株式会社角屋 気仙沼市魚町二丁目一番九号		
7	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
8	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
9	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
10	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
11	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
12	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
13	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
14	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
15	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
16	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
17	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
18	株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号		
五	落札金額		
1	二十六円八十銭（一キログラム当たり）		
2	二十七円（一キログラム当たり）		
3	二十七円（一キログラム当たり）		
4	二十七円（一キログラム当たり）		
5	三十一円（一キログラム当たり）		
6	三十円（一キログラム当たり）		
7	三十一円九十銭（一キログラム当たり）		
8	三十一円九十銭（一キログラム当たり）		
9	三十二円（一キログラム当たり）		
10	三十四円六十銭（一キログラム当たり）		
11	三十三円（一キログラム当たり）		
12	三十七円（一キログラム当たり）		
13	四十円（一リットル当たり）		
14	四十円（一リットル当たり）		
15	四十円（一リットル当たり）		
16	四十円（一リットル当たり）		
17	四十四円四十銭（一リットル当たり）		
18	四十五円（一リットル当たり）		
六	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札		
七	入札の公告を行った日 平成二十年八月五日		

副 柯 察 取

○宮城県監査委員告示第14号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成20年度第2四半期に実施した
 普通会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成20年10月3日

宮城県監査委員 畠 山 和 純
 宮城県監査委員 袋 正
 宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門
 宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関 監査実施日

○総務部

本庁

秘書課

人事課（行政管理室を含む）

行政経営推進課

職員厚生課

私学文書課（県政情報公開室，県立大学室を含む）

広報課

財政課

税務課

市町村課（選挙管理委員会事務局を含む）

管財課（財産利用推進室を含む）

危機対策課

消防課

地方機関

宮城大学

仙台南県税事務所（選挙管理委員会事務局仙台南地方支局を含む）

塩釜県税事務所（選挙管理委員会事務局塩釜地方支局を含む）

○企画部

本庁

企画総務課

政策課（行政評価室を含む）

地域振興課

総合交通対策課

土地対策課

統計課

情報政策課（情報産業振興室を含む）

情報システム課

○環境生活部

本庁

環境生活総務課

環境政策課

環境対策課（原子力安全対策室を含む）

自然保護課

食と暮らしの安全推進課

資源循環推進課

廃棄物対策課（竹の内産廃処分場対策室を含む）

生活・文化課

男女共同参画推進課（NPO活動促進室を含む）

青少年課

地方機関

保健環境センター

原子力センター

○保健福祉部

本庁

保健福祉総務課

地域福祉課

社会福祉課

医療整備課

長寿社会政策課（介護保険室を含む）

8月8日

7月24日

8月12日

7月24日

8月12日

8月8日

7月24日

7月24日

8月7日

7月24日

8月7日

7月29日

7月31日

7月31日

7月31日

8月11日

8月11日

7月29日

7月24日

7月10日

7月10日

7月10日

8月7日

8月7日

8月11日

8月12日

8月12日

8月12日

8月12日

8月12日

<p>健康推進課（疾病・感染症対策室を含む） 子ども家庭課（子育て支援室を含む） 障害福祉課 薬務課 国保医療課 地方機関 中央地域子どもセンター リハビリテーション支援センター 精神保健福祉センター 視覚障害者情報センター 拓桃医療療育センター ○経済商工観光部 本庁</p>	<p>農産園芸環境課 畜産課 農村振興課 農村整備課 林業振興課 森林整備課 水産業振興課 （宮城海区漁業調整委員会事務局，内水面漁場管理委員会事務局を含む） 水産業基盤整備課 地方機関 仙台家畜保健衛生所 ○土木部 本庁</p>
<p>経済商工観光総務課（富県宮城推進室を含む） 新産業振興課 産業立地推進課（仙台北部工業団地整備室を含む） 商工経営支援課 産業人材・雇用対策課 観光課 国際政策課 国際経済課 地方機関 仙台地方振興事務所 産業技術総合センター 宮城障害者職業能力開発校 ○農林水産部 本庁</p>	<p>土木総務課 事業管理課 用地課（収用委員会事務局を含む） 道路課 河川課 防災砂防課 港湾課 空港臨空地域課 都市計画課 下水道課 建築宅地課（建築安全推進室を含む） 住宅課 営繕課（設備室を含む） ○出納局 本庁</p>
<p>農林水産総務課（農林水産政策室を含む） 農林水産経営支援課 食産業振興課 農業振興課</p>	<p>会計課 契約課 検査課</p>

<p>○議会事務局 8月8日</p> <p>○教育庁 8月20日</p> <p>本庁 8月20日</p> <p>総務課（教育企画室を含む） 8月20日</p> <p>福利課 7月31日</p> <p>教職員課 7月31日</p> <p>義務教育課（特別支援教育室を含む） 8月20日</p> <p>高校教育課 7月24日</p> <p>施設整備課 8月20日</p> <p>スポーツ健康課 7月29日</p> <p>生涯学習課 7月24日</p> <p>文化財保護課 7月29日</p> <p>地方機関</p> <p>教育研修センター 7月9日</p> <p>気仙沼高等学校 7月11日</p> <p>古川黎明高等学校 7月8日</p> <p>泉高等学校 7月9日</p> <p>古川黎明中学校 7月8日</p> <p>○警察本部 8月28日、29日</p> <p>地方機関</p> <p>仙台中央警察署 7月17日</p> <p>仙台南警察署 7月17日</p> <p>仙台北警察署 7月15日</p> <p>仙台東警察署 7月8日</p> <p>大和警察署 7月8日</p> <p>石巻警察署 7月9日</p> <p>気仙沼警察署 7月9日</p> <p>南三陸警察署 7月9日</p> <p>古川警察署 7月22日</p> <p>遠田警察署 7月9日</p> <p>鳴子警察署 7月22日</p>	<p>○人事委員会事務局 8月11日</p> <p>○監査委員事務局 8月8日</p> <p>○労働委員会事務局 8月12日</p> <p>2 監査結果</p> <p>平成19年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。</p> <p>記</p> <p>(1) 私学文書課</p> <p>私立学校運営費補助金において、交付条件等が守られていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>私立学校運営費補助金交付対象の古川学園高等学校（学校法人古川学園）において、必修科目の未履修の問題が発覚したことから、同校への同補助金の約10%減額を行ったもの。</p> <p>・減額交付決定日 平成20年5月20日</p> <p>・補助金減額額 31,800,000円</p> <p>(2) 税務課</p> <p>県税において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成19年度収入未済額</p> <p>現年度分 3,180,824,481円</p> <p>過年度分 4,320,586,113円</p> <p>合 計 7,501,410,594円</p> <p>・平成18年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,984,271,881円</p> <p>過年度分 4,526,313,666円</p> <p>合 計 6,510,585,547円</p> <p>(3) 仙台南県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適</p>
---	--

切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分 269,860,824円

過年度分 469,379,694円

合 計 739,240,518円

・平成18年度収入未済額

現年度分 200,087,826円

過年度分 484,981,983円

合 計 685,069,809円

(4) 塩釜県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分 240,493,420円

過年度分 349,548,330円

合 計 590,041,750円

・平成18年度収入未済額

現年度分 148,373,208円

過年度分 340,063,545円

合 計 488,436,753円

(5) 廃棄物対策課（竹の内産廃処分場対策室）

特別納付金（村田町竹の内地区産廃廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して措置命令とともに納付命令しているものの、納付されず、措置命令等取消訴訟を提起されるという状況にあり、引き続き適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分 8,812,082円

過年度分 87,816,164円

合 計 96,628,246円

・平成18年度収入未済額

現年度分 4,847,065円

過年度分 82,969,099円

合 計 87,816,164円

(6) 長寿社会政策課

介護福祉士等修学資金貸付金償還金において、前回監査での指摘事項を改善せず、履行延期特約等申請の処理を長期間放置し、かつ、償還金の未調定額を累積させているので、直ちに適正な事務処理を行うとともに、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

前回、1ヶ月分の償還金72,000円は調定したが、11ヶ月分の償還金792,000円が調定遺漏であったため指摘した。今回、72,000円は収納したが、残り1,656,000円は調定されず、かつ履行延期の処理がされていなかったもの。

・金額 1,656,000円（平成18年5月～平成20年3月分）

(7) 子ども家庭課

児童扶養手当給付費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分 5,755,860円

過年度分 76,198,186円

合 計 81,954,046円

・平成18年度収入未済額

現年度分 1,387,440円

過年度分 76,142,154円

合 計 77,529,594円

(8) 子ども家庭課

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、児童保護費において、収入未済があったので、保健福祉事務所、児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成19年度収入未済額

<p>現年度分 16,402,078円 過年度分 42,066,775円 合 計 58,468,853円</p> <p>・平成18年度収入未済額</p> <p>現年度分 15,230,302円 過年度分 35,237,623円 合 計 50,467,925円</p> <p>○児童保護費</p> <p>・平成19年度収入未済額</p> <p>現年度分 4,467,610円 過年度分 9,559,969円 合 計 14,027,579円</p> <p>・平成18年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,975,214円 過年度分 9,858,160円 合 計 12,833,374円</p>	<p>られるが、なお収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○認定職業訓練事業費補助金等精算返還金</p> <p>・平成19年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円 過年度分 27,317,676円 合 計 27,317,676円</p> <p>・平成18年度収入未済額</p> <p>現年度分 19,540,455円 過年度分 9,348,226円 合 計 28,888,681円</p> <p>○認定職業訓練事業費補助金等精算返還金に対する損害賠償金</p> <p>・平成19年度収入未済額</p> <p>現年度分 109,819,000円</p> <p>(役員 8 名への損害賠償額の合計で、実質的返還対象額は15,398,000円である。)</p> <p>(1) 住宅課</p> <p>県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p>
<p>(9) 商工経営支援課</p> <p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金(高度化資金)において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金(高度化資金)</p> <p>・平成19年度収入未済額</p> <p>現年度分 3,875,000円 過年度分 65,909,878円 合 計 69,784,878円</p> <p>・平成18年度収入未済額</p> <p>現年度分 17,988,984円 過年度分 54,539,894円 合 計 72,528,878円</p>	<p>(内容)</p> <p>○県営住宅使用料</p> <p>・平成19年度収入未済額</p> <p>現年度分 58,020,060円 過年度分 146,032,581円 合 計 204,052,641円</p> <p>・平成18年度収入未済額</p> <p>現年度分 50,947,065円 過年度分 146,822,780円 合 計 197,769,845円</p> <p>○県営住宅駐車場使用料</p> <p>・平成19年度収入未済額</p> <p>現年度分 5,175,500円</p>
<p>(10) 産業人材育成・雇用対策課</p> <p>補助金等精算返還金及び同返還金に対する損害賠償金において、収入未済を解消する努力はみ</p>	

<p>(1) スポーツ健康課 補助金において、年度内に額の確定が行われず、概算払いの精算が行われていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 宮城県自転車競技場運営管理費補助金において、3月31日に同補助事業の完了検査を行い、剰余金を県に返納させることにし、実績報告書も4月30日に提出されたが、年度内に補助金の額の確定、概算払いの精算が行われず、6月になってから処理したものの。</p> <p>・件数 1件 ・返納額 841,168円 (注) 警察本部</p> <p>放置違反金、その延滞金及び損害賠償金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容) ○放置違反金 ・平成19年度収入未済額 現年度分 26,395,000円 過年度分 11,578,226円 合 計 37,973,226円 ・平成18年度収入未済額 現年度分 18,422,000円 過年度分 0円 合 計 18,422,000円 ○放置違反金延滞金 ・平成19年度収入未済額 現年度分 239,000円</p>	<p>過年度分 31,100円 合 計 270,400円 ・平成18年度収入未済額 現年度分 50,900円 過年度分 0円 合 計 50,900円 ○損害賠償金 ・平成19年度収入未済額 現年度分 571,200円 過年度分 10,983,150円 合 計 11,554,350円 ・平成18年度収入未済額 現年度分 626,800円 過年度分 10,471,350円 合 計 11,098,150円</p> <p>○宮城県監査委員告示第15号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した公営企業会計の定期監査の結果は次のとおりです。 平成20年10月3日</p> <p>宮城県監査委員 畠 山 和 純 宮城県監査委員 袋 遊 佐 勘左衛門 宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子</p> <p>1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等 別紙のとおり 2 監査結果 平成19年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p style="text-align: right;">記</p>
---	---

(1) 企業局公営事業課
 仙南工業用水道事業において、返済の見込みのない一般会計借入金 の累積及び精算の見込みのない建設仮勘定の累積が認められたので、庁内関係部局からなる検討委員会での休止の継続及び環境用水への活用という意見を踏まえ、早期に関係機関との調整を図られたい。併せて、会計処理方針の検討も進められたい。

(内容)

平成19年度末 建設仮勘定残高 12,215,954,722円
 一般会計からの借入金残高 8,298,126,000円

(2) 病院局県立病院課

各病院の過年度分の入院収益等において、一部未収金縮減について努力が認められるもの、なお未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止のための対策を講じられたい。

(内容)

平成19年度末過年度未収金 88,838,184円(こども病院を含む病院計)
 参考：前年度末過年度未収金 90,192,956円()

(3) 循環器・呼吸器病センター

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるもの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

(内容)

平成19年度末過年度未収金 11,329,034円
 参考：前年度末過年度未収金 11,328,294円

(4) 精神医療センター

入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

(内容)

平成19年度末過年度未収金 48,470,244円
 参考：前年度末過年度未収金 40,827,800円

(5) がんセンター

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるもの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

(内容)

平成19年度末過年度未収金 23,756,162円
 参考：前年度末過年度未収金 26,155,313円

別紙

〇宮城県水道用 水供給事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課 7月14日
 大崎広域水道事務所 6月4日
 仙南・仙塩広域水道事務所 6月10日

2 事業概要

本事業は、市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(供給)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万 ^m ³	1日最大 10万 1,150 ^m ³	大崎市、栗原市、加美町、涌谷町、美里町、大和町、大郷村、富谷町、松島町(10市町村)	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300 ^m ³	1日最大 27万 9,000 ^m ³	仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、宮理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、富谷町(17市町村)	平成2年度

3 事業実績

平成19年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域事業	21,993 ^千 ^m ³	3,506,822 ^千 ^円	2,759,777 ^千 ^円	723,336 ^千 ^円	723,336 ^千 ^円
仙南・仙塩広域事業	78,163	14,355,411	11,906,319	2,426,617	2,426,617

合計	100,156	17,862,233	14,666,096	3,149,953	3,149,953
----	---------	------------	------------	-----------	-----------

(注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

宮城県工業用水道事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課	7月14日
大崎広域水道事務所	6月4日
仙南・仙塩広域水道事務所	6月10日

2 事業概要

本事業は、工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水道事業	大倉ダム	1日最大10万m ³	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町(7市町)	昭和36年度
仙台圏工業用水道事業	釜房ダム	1日最大10万m ³	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町(5市町)	昭和51年度
仙台北部工業用水道事業	漆沢ダム	1日最大5万8,500m ³	大崎市、加美町、大和町、大衡村(4市町村)	昭和56年度

(注) 上記以外に、仙南地域における工業用水道の水源を確保するため「七ヶ宿ダム」(取水量1日最大5万5,900m³相当)の維持管理費を負担している。

3 事業実績

平成19年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

事業名	給水量 千m ³	決算額		経営状況	
		事業収益 千円	事業費用 千円	当年度純利益 千円	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金) 千円
仙塩工業用水道事業	12,429	718,828	610,189	106,275	506,458

事業名	事業収益 千円	事業費用 千円	当年度純利益(損失) 千円	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金) 千円
仙台圏工業用水道事業	16,582	451,015	325,357	116,894
仙台北部工業用水道事業	7,748	519,513	441,685	76,094
合計	36,759	1,689,356	1,377,231	299,263

(注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用地等造成事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課	7月14日
仙台用地造成事務所	7月3日

2 事業概要

本事業は、仙台港とその背後地の用地を取得し、工業用地等の造成・分譲を行ってきたが、所期の目的を達成できなかったことから、平成19年度末をもって事業会計の精算を行った。

3 事業実績

平成19年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益 千円	事業費用 千円	当年度純利益(損失) 千円	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金) 千円
工業用地等造成事業	422,322	1,663,368	1,241,045	983,770

(注) 金額は、千円未満を切り捨てており、消費税が含まれている。

○宮城県地域整備事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課	7月14日
----------	-------

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び他会計に対する資金の貸付事業を行っている。

3 事業実績

平成19年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益(損失)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金)
地域整備事業	124,238 ^{千円}	218,224 ^{千円}	93,986 ^{千円}	980,585 ^{千円}

(注)1 金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県病院事業会計

- 実施した監査箇所及び監査年月日
 病院局 県立病院課 7月14日
 循環器・呼吸器病センター 6月11日
 精神医療センター 6月12日
 がんセンター 6月12日
- 事業概要

本事業において経営する病院は、次のとおりである。

病院名	病床数	診療科目	開始年月日
循環器・呼吸器病センター	200床 (一般病床150床) (結核病床50床)	呼吸器科, 消化器科, 循環器科, 呼吸器外科, 心血管外科, 放射線科, 麻酔科 (7科)	昭和27年12月15日
精神医療センター	345床 (精神病床)	精神科, 神経科, 歯科 (3科)	昭和32年4月12日
がんセンター	383床 (一般病床25床)	内科, 呼吸器科, 消化器科, 外科, 整形外科, 形成外科, 脳神経外科, 泌尿器科, 婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, 放射線科, 麻酔科 (13科)	平成5年4月1日 (昭和42年4月1日成人病センター)

3 事業実績

平成19年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

病院名	入院患者数(延)	外来患者数(延)	決算額		経営状況	
			事業収益	事業費用	当年度純利益(損失)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金)
循環器・呼吸器病センター	31,113 ^人	33,381 ^人	2,734,089 ^{千円}	3,100,830 ^{千円}	406,086 ^{千円}	2,424,480 ^{千円}
精神医療センター	90,709	40,820	2,741,527	2,509,080	220,847	1,675,740
がんセンター	105,883	78,776	7,524,666	7,725,448	293,216	635,447
県立病院課	-	-	0	194,916	194,943	1,332,459
合計	227,705	152,977	13,000,282	13,530,274	673,398	2,716,646

(注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

3 県立病院課における費用については、各センターへの配分は行っていない。

宮城県公安委員会

○宮城県公安委員会告示第176号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成20年10月3日

宮城県公安委員会

委員長 藤 三郎 助

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成20年11月5日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地

<p>新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第一種免許に係る技能検定員と資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者が平成19年、20年度自動車安全運転センターで中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者</p>	<p>自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者</p>
<p>平成21年2月27日まで 宮城県運転免許センター</p>	

2 資格審査申請手続

- (1) 受付期間
平成20年10月3日(金)から平成20年10月31日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)
- (2) 受付場所
仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課
- (3) 資格審査申請用紙の配布
ア 配布期間
平成20年10月3日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
イ 配布場所
宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)
- 3 その他
詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601(内線221、222)

正 誤

○宮城県公報第一九五八号(平成二十年五月十六日付)中			
ページ	段	行	誤
八	上	二七	「次の図」及び「次の点」
八	上	一七	「次の図」及び「次の点」
○宮城県公報第一九五九号(平成二十年五月二十日付)中			
ページ	段	行	誤

一	上	四	「次の図」	「次の図」及び「次の点」
○宮城県公報平成二〇年第一九二二号(平成二十年五月三十一日付) 原田 伸				
ページ	段	行	誤	誤
四二		四	(削除)	かき垂下式養殖業
四二		四	(削除)	1月1日から12月31日まで
六一		三三	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、クの各点
一〇一		三一	石巻市(旧石巻市(旧沢田町, 旧渡波町, 旧釜浜村を除く。))に限る。)	石巻市(旧沢田町, 旧渡波町, 旧釜浜村を除く)
一〇三		九	イ 基点甲から 225度35分10秒 2,131メートルの点	イ 基点甲から 225度35分10分 2,131メートルの点
一一七		一八	花淵浜地先	吉田浜地先
一一七		一六	基点甲 塩釜小浜B防波堤灯台	基点乙 塩釜小浜B防波堤灯台
一一七		一六	花淵浜地先	吉田浜地先
一一七		四七	釜浜地先	吉田浜地先
一一七		一一	釜浜地先	菅蒲田浜地先
一一八		一七	釜浜地先	菅蒲田浜地先